

「(仮称) 松戸市虐待防止条例」骨子案

虐待は、重大な人権侵害であり、絶対に許されないものです。

しかし、全国的に虐待による人権侵害事件の報告は相次いでおり、時には、虐待によって尊い命が奪われるという大変痛ましい事件も起こっています。本市においても、虐待の通報件数等は増加傾向にあります。

そのため、本市では、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、市、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で力を尽くすとともに、市が市民、関係団体及び地域社会と手を取り合って取り組んでいくことを強く決意し、この条例を制定します。

1 「条例制定の目的・理念」について

～条例制定の目的について～

児童、高齢者及び障害者（以下「被養護者等」という。）に対する虐待の防止に関する基本理念を定め、市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的とします。

～条例の基本理念について～

以下の3点を柱とします。

- (1) 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害する行為であり、何人もこれを決して行ってはならないこと。
- (2) 虐待の防止のための施策及び活動の推進は、被養護者等の利益が最大限に考慮されること、被養護者等及び養護者等の人権が共に尊重されることを旨として、行われなければならないこと。

- (3) 市、市民、関係団体及び地域社会は、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に、かつ、協力して、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組まなければならないこと。

2 「責務・役割」について

～市の責務について～

市の責務として、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携を図りながら、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止並びに養護者等及び虐待を受けた被養護者等に対する支援（以下「養護者等に対する支援等」という。）に関する施策を総合的に推進しなければならないことを定めます。

～市民の責務について～

市民の責務として、学校、職場、地域社会等における被養護者等又は養護者等との関わり合いが虐待の防止において重要な役割を果たすことを認識するとともに、虐待の防止及び養護者等に対する支援の重要性に関する理解を深め、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力するよう努めることを定めます。

～関係団体の責務について～

関係団体の責務として、

- (1) 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援等に関する施策に協力しなければならないこと、
- (2) 虐待の防止及び養護者等に対する支援等の職務に携わる職員の資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずることを定めます。

～地域社会の役割について～

地域社会の役割として、虐待の防止及び養護者等に対する支援に関し、地域社会の主体的な取組が欠かせないものであることを認識し、虐待に対する理解を深め、被養護者等のいる家庭が孤立することがないように積極的に関わり合いを持つよう努めるとともに、声かけ、見守りを行う等地域において被養護者等及び養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めることを定めます。

3 通告等について

- (1) 市は、児童虐待防止法の規定による通告並びに高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による通報及び届出（以下「通告等」という。）を受けるため、関係団体と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通告等をしやすい環境づくりに努めることとします。
- (2) 市民及び関係団体は、通告等の義務を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにすることとします。
- (3) 通告等を受けた者は、当該通告等を行った者に対し、不利益が生ずることのないよう適切な情報管理を行う等必要な措置を講じることとします。

4 安全の確認を行うための措置等について

- (1) 市は、通告等又は児童からの虐待を受けた旨の相談を受けたときは、必要に応じ、関係団体及び関係行政機関の協力を得つつ、速やかに当該被養護者等の安全の確認を行うための措置その他必要な措置を講ずることとします。
- (2) 養護者等その他関係者は、上記の安全の確認を行うための措置に協力することとします。

5 養護者等・虐待を受けた被養護者等に対する支援について

～養護者等に対する支援について～

- (1) 市は、養護者等の負担の軽減を図るため、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携し、養護者等に対する支援に関する施策の充実に努めるとともに、情報提供、相談事業その他必要な支援を適切に行い、養護者等が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護ができる環境の整備に努めることとします。
- (2) 市は、関係団体及び関係行政機関と連携し、虐待を行った養護者等に対し、適切な配慮の下、相談に応じ、必要な指導を行う等継続的に支援を行い、虐待の再発防止に努めることとします。

～虐待を受けた被養護者等に対する支援について～

市は、虐待を受けた被養護者等に対し、地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、関係団体及び関係行政機関と連携し、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行うこととします。

6 相談体制の整備について

- (1) 市は、被養護者等からの相談及び養護者等その他の者からの被養護者等に関する相談に応ずるため、関係団体と連携し、相談体制の整備及び充実に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めることとします。
- (2) 相談を受けた者は、当該相談を行った者に対し、不利益が生ずることのないよう適切な情報管理を行う等必要な措置を講じなければならないこととします。

7 人材の確保等について

- (1) 市は、虐待の防止及び養護者等に対する支援等を専門的知識に基づき適切に実施するため、これらの職務に携わる専門的知識を有する人材の確保に努めるとともに、市及び関係団体の職員の資質の向上を図るため、研修等を行い、人材の育成に努めなければならないこととします。
- (2) 市及び関係団体は、市、関係団体その他の者が実施する資質の向上のための研

修等に職員が参加できるよう配慮することとします。

8 啓発活動について

市は、虐待の防止に関する正しい知識の普及及び虐待の防止に関する意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発活動を行うこととします。

9 推進体制の整備について

市は、虐待の防止及び養護者等に対する支援等を実施するため、関係団体及び関係行政機関と連携し、児童福祉法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法の規定に基づき、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待に係る施策を推進するための体制をそれぞれ整備するほか、これらの施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するための体制を整備することとします。

10 財政上の措置について

市は、虐待の防止及び養護者等に対する支援等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

11 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。